

## 入札説明書

PPP／PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 公告日 令和6年4月17日（水）

### 2. 入札に関する事項

#### (1) 業務内容

県が設置するPPP／PFI地域プラットフォームの運営にあたり、関係機関が参加する官民連携に係るセミナーや、県及び県内市町村等が検討する官民連携事業に関するサウンディング等の効果的な実施のため、企画・運営の支援を行う。

#### (2) 業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

#### (3) 業務の仕様

仕様書のとおりとします。

### 3. 競争入札に参加できる資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる(1)から(4)のすべてに該当する者として

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4（検査・分析・調査業務）」に登録している者又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）による奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、「建設コンサルタント」に登録している者であること。
- (4) 過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に、国又は地方公共団体と請負金額3,500千円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のPPP／PFI手法の導入検討に関する契約を締結し、これらを誠実に履行した元請実績を有する者であること。

### 4. 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、下記(4)に掲げる確認書類を下記(1)の期日までに提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに

じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 令和6年5月8日(水)午後5時まで
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 5に示す場所に持参または郵送(電子メールは不可)  
郵送する場合は簡易書留とし、期限内必着のこと。また、封筒に「PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と記入すること。
- (4) 競争入札参加資格確認書類  
競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(別紙様式1-1)  
業務実績(別紙様式1-2)
- (5) 調整期日 令和6年5月10日(金)午後5時まで  
提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。
- (6) 入札参加資格の可否を、令和6年5月14日(火)以降に入札参加資格申請書に記載された連絡先(住所)宛に通知します。

#### 5. 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

奈良県総務部ファシリティマネジメント室ファシリティマネジメント係

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8357

FAX：0742-22-7431

#### 6. 入札説明会について

入札説明会は開催しません。入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、電話連絡のうえFAXで提出してください。

- (1) 質問の提出期限及び場所  
令和6年4月24日(水)午後5時までに、5に示す場所に必着するように提出しなければなりません。この期間以外での質問は一切受け付けません。
- (2) 質問の提出方法  
質問は(別紙様式5)に記入し、5に示すFAXあてに提出してください。なお、必ず電話連絡のうえ、提出期限までに到着するようにしてください。(電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、県は一切の責任を負いません。)
- (3) 回答は、次のとおり閲覧に供します。なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けません。
  - ア 日時  
令和6年4月26日(金)(予定)
  - イ 場所  
奈良県ファシリティマネジメント室ホームページに掲載します。

8. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語とします。
- (2) 通貨 日本国通貨とします。

9. 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 令和6年5月21日(火)午前10時00分から

場所 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県庁入札室(奈良県本庁舎6階)

- (2) 入札参加資格があると認められ、競争入札に参加する場合は、入札参加資格確認後に奈良県から送付する一般競争入札参加資格確認通知書を当日持参し、提示してください。
- (3) 入札を辞退する場合は、別紙様式4により辞退する理由を記載のうえ、入札時間までに、5に示す場所まで提出してください。競争入札参加資格の確認を受けた後、入札書提出期限までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- (4) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、入札書は二重封筒とし、書留郵便によるものとします。表封筒には表面に「**PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る入札書在中**」と記入してください。中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封書の表面に名称又は商号を記載し、「**PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る入札書**」と記入、封印・封緘等の処理をしてください。一般競争入札参加資格確認通知書の写しと中封筒を表封筒に同封のうえ、令和6年5月20日(月)午後5時までに5に示す提出先に到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退を含む)を別々の中封筒に封緘し、表面に「**PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る入札書(初度入札)**」又は「**PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る入札書(再入札)**」と各々記入して、一般競争入札参加資格確認通知書の写しと2つの中封筒を表封筒に同封のうえ、令和6年5月20日(月)午後5時までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1つの中封筒に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

オ 郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。

#### 10. 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ封緘し、かつ、封書の表面に名称又は商号を記載し、「PPP/PFI手法導入推進支援事業委託業務に係る入札書」と記入してください。

#### 11. 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。
- (2) 入札書は本県所定の様式（別紙様式2）によることとします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
  - ア 入札者の氏名及び押印は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、委任状（別紙様式3）を持参のうえ、入札前に提出してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到着期限内に到着しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

#### 12. 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

#### 13. 落札者の決定方法

- (1) 当該入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

#### 14. 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

#### 15. 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

#### 16. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

- (1) 天災等やむ得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。
- (2) 入札者の連合の疑い、不正不穩行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。
- (3) 上記(1)、(2)の場合における損害は入札者の負担とします。

#### 17. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

#### 18. 契約書作成の要否

- (1) 要します。
- (2) 契約書作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

#### 19. 契約の解除等

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格を失った、又は入札参加停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
  - ア 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
  - イ 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契

約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

ウ 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

エ 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

オ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

カ 契約者が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（カ）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 20. 契約に係る損害賠償

(1) 発注者が19(2)の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、県に帰属するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約者が19(2)アに該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

## 2 1. その他

入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

## 2 2. 交付書類

- (1) 仕様書
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書・・・別紙様式 1－1
- (3) 業務実績・・・別紙様式 1－2
- (3) 入札書・・・別紙様式 2
- (4) 委任状・・・別紙様式 3
- (5) 一般競争入札辞退届・・・別紙様式 4
- (6) PPP／PFI手法導入推進支援事業委託業務に関する質問書・・・別紙様式 5
- (7) 封筒類記載例